

定 款

平成 27 年 4 月 1 日

一般社団法人 宮城県私立幼稚園連合会

一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会（略称「宮私幼」）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市青葉区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、宮城県内の私立幼稚園、認定こども園及び保育園（以下「私立幼稚園等」という。）相互の連携協力により、幼児教育、教職員の福利厚生及び経営管理の充実をはかり、もって私立幼稚園等の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育の研究及び調査に関すること。
- (2) 私立幼稚園等の教職員の資質向上に関すること。
- (3) 私立幼稚園等の経営管理上の研究調査に関すること。
- (4) 私立幼稚園等の教職員の退職手当資金給付事業に関すること。
- (5) 私立幼稚園等の相互の連絡及び親睦に関すること。
- (6) 私立幼稚園等の教職員の福利厚生に関すること。
- (7) その他、この法人の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、正会員及び特別会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

- 2 正会員は、この会の目的に賛同して入会した本県内の私立幼稚園等の代表者とする。
- 3 前項の代表者は、私立幼稚園等の設置者または設置者の任命した者とする。
- 4 特別会員は、この法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会で推薦決議のなされた者とする。

(入 会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書に別に社員総会で定める入会金をそえて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 この法人の運営上必要があるときは、社員総会の議を経て、特別会費を徴収することができる。

3 既納の会費及び特別会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退 会)

第8条 会員は退会しようとするときは、理由を付して、退会願を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の退会願については、正当の理由がない限りその承認を拒んではならない。

3 会員は死亡し、解散し、又は私立幼稚園等を廃止したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費を2年以上滞納したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又は本会の目的に違背する行為をしたとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費及び特別会費の金額
- (6) 特別会員の推薦
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (9) 解散及び残余財産の帰属
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は次の各号に定めるものとし、毎事業年度2回開催する。なお、前事業年度に関する定時総会は、前事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

- (1) 前事業年度に関する定時総会
- (2) 第56条の規定による定時総会

- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、その社員総会において出席正会員の中から選任する。

2 議長は、議場の秩序を保持し、会議の事務を統括する。

(定足数)

第16条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は社員総会ごとに、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるときは、正会員は、議決権行使書面に必要事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席正会員又は出席理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(社員総会運営等)

第21条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、

社員総会において定める。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、「一般社団・財団法人法」の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長とし、5名以内を常任理事とすることができる。この副理事長と常任理事は、「一般社団・財団法人法」に規定する業務を執行する理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
- 4 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること及び各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請

求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、その退任した役員の前任期の満了する時までとすることができる。

4 役員は、第22条第1項で定めた役員の前員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の相談に応ずるものとする。

第2節 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第25条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の

手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営等)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第6章 委員会等

(委員会及び部会)

第42条 この法人の事業推進のため委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の名称並びに構成等は別に定める。

(地区会)

第43条 この法人の地域活動を推進するため各地区に地区会を置く。

2 各地区会の名称及び構成は別に定める。

第7章 私立幼稚園等教職員退職手当資金給付事業

(退職手当資金給付事業)

第44条 第4条第4号の事業は、私立幼稚園等教職員退職手当資金給付事業(以下「給付事業」という。)と称し、当該事業に加入した正会員(以下「加入者」という。)に対し、当該正会員の設置する私立幼稚園等に勤務する教職員のために退職手当資金の給付を行うものとする。

(加入)

第45条 正会員は、給付事業に加入しようとするときは、給付事業加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(脱退)

第46条 加入者は、給付事業を脱退しようとするときは、理由を付し、理事長に給付事業脱退届を提出し理事会の承認を得なければならない。

2 加入者が正会員でなくなったときは、脱退したものとみなす。

(権利義務の承認)

第47条 新たに加入者となった者のうち、私立幼稚園等の設置者の変更に伴ない、当該私立幼稚園等の変更前の設置者である加入者に代って、当該私立幼稚園等の設置者となり加入者となった者は、当該変更前の設置者である加入者の給付事業にかかる一切の権利義務を承継するものとする。

(掛金)

第48条 加入者は、社員総会において別に定める掛金を毎月納入しなければならない。

2 既納の掛金は返還しない。ただし、加入者が脱退した場合、又は別に定める給付制限に該当する場合は、給付事業掛金相当額を当該会員に返還する。

(給付)

第49条 加入者に対する給付は、社員総会において別に定めるところにより、当該加入者の設置する私立幼稚園等に勤務する教職員に対する退職手当の給付に要する経費について行う。

(特別会計)

第50条 給付事業の会計は、特別会計を設けて処理するものとする。

(運営規則)

第51条 給付事業の運営については、この定款に定めるもののほか社員総会の議決を経て別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の種別)

第53条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 社員総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第55条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は信託銀行に信託するか、あるいは定期預金とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第56条 この法人の事業計画の作成及びこれに伴う収支予算の編成は理事長が行い、毎会計年度開始前に社員総会の議決を経なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認が得られない場合には、その事業年度開始の日から3ヶ月以内に社員総会の承認を得るものとする。
- 2 前項ただし書きの場合にあって、社員総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。
 - 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
 - 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第57条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、決算書類及びこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第58条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第60条 この法人は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第61条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第62条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第63条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第66条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 補 則

(委 任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
(設立時の役員)
- 3 この法人の最初の代表理事は村山十五とする。

附 則

この定款は、平成26年3月7日から施行する。(第40条関係)

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。(第3条、第4条、第5条、第8条、第44条、第47条、第49条関係)